東みよし町監査委員告示第　１　号

　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１項、第２項及び第４項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を公表します。

令和７年　２月２０日

東みよし町監査委員　　川原　和行

東みよし町監査委員　　三好　正治

令和６年度定期監査結果報告書

第１．　監査の概要

1.　監査の基準

東みよし町監査基準（令和２年４月１日施行）に準拠

2.　監査の実施期日

令和６年10月27日・11月１日・11月６日

及び　令和７年２月３日・２月７日

3.　監査の対象

（1）対象事項

各施設の管理状況、令和５年度及び

令和６年度上半期における事務の執行全般

（2）監査の実施日及び実施場所

別表のとおり

4.　監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び事業の管理について、最少の経費で最大の効果を挙げるべく、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、行政運営全般に関する監査の視点を加味した。

5.　監査の実施内容

事前に対象各課に対し事務分掌から事業実績等詳細な監査資料（定期事務監査資料）の提出を求め、その資料を基に質問事項を提示することにより、業務委託や補助事業等各事業の執行状況について、各担当課長等からヒアリングを実施した。

第 2.　監査の結果

1.　監査の結果

各監査対象の事務事業は、審査した限りにおいて、法令に適合し、正確に執行され、最小の経費で最大の効果を挙げる努力が見られ、組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

また、口頭による改善の検討を指示した軽微な事項については、改善処置を講じられるよう要望する。

2.　意見

地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づく、事務の執行、事業の管理状況等、組織及び運営の合理化に資する意見は以下のとおりである。

◎　監査の結果でも述べた通り、各課から提出された「定期事務監査資料」及び「質問事項に対する回答書」に基づき監査を実施した限りにおいて、各課における財務事務及び事業の管理は、社会

情勢の変化等に伴う対応も含め、それぞれ関係する法令、条令、規則等に定めるところにより執行されており、概ね健全で適正なものと認められた。

ただし、一部の事務及び施設管理において検討又は改善を要する事項が確認されたので、次に記述する所見を踏まえ、一層適正な事務の執行に努められたい。なお、軽易な事項についての記述は省略したが、監査の過程において所属長に指摘したので、各所属で情報共有し、事務の適正化に努めていただきたい。

(1) 過去監査における個別の指摘事項について

過去監査における個別の指摘事項については、概ね改善されていることが認められたが、一部今後の是正取組予定としている事項もあり、指摘事項を各所属で情報共有のうえ、その是正に向けた取組を確実なものとしていただきたい。

(2) 公益通報制度について

本町における「職員等からの通報の処理等に関する要綱」に基づく「公益通報制度」による通報は、同要綱制定（平成２９年６月）以降該当がないとのことであるが、他の自治体や民間においても不適切な対応事例が発生し社会問題となっている。

又、「公益通報者保護法」は令和４年６月１日に改正、消費者

庁からのガイドラインが示され、更には昨今の悪質事案発生により再度改正案の骨子が示されているとのことから、同要綱や運用についての見直しと、職員への「公益通報制度」の周知徹底に努めていただきたい。

(3) 債券運用方針について

本町における基金の債券への運用状況は、従来から例月出納検査時に検証しており、債券の種類や取得方法含め投資残高や債券割合等債券運用状況は「東みよし町債券運用方針」に基づき適正と認めているが、県内の自治体において基金の債券への過剰運用が大きな問題となっており、本町の債券運用方針に債券割合の上限（目安）等を盛り込むことを提言した。

(4) 森林環境税の使途について

本町における森林環境税の使途は、推進協議会等森林環境税関連団体や木育関係の事業が主であり、地場産業の農林業従事者や森林所有者の収入となる間伐事業への補助金等により、本来の森林環境整備に直結した事業の執行への投資を提言した。

(5) 公園施設等の管理について

農村公園等施設の管理においては、森林組合やシルバー人材センターへの定期的な草刈り等の委託により適正に管理できていると認めるが、一部施設においては殆ど利用がなく遊休施設

化しており、管理コストの費用対効果の観点から、他の遊休施設含め「風呂塔キャンプ場」同様に閉鎖を検討する必要があると考える。

(6) 浄水場等水道施設の管理状況について

当該浄水場（浪内浄水場・西庄浄水場）施設は全般的に老朽化が著しく、機器の故障時においては、部分的に応急処置している状況にあり、西庄浄水場においては、インバーターコンバーター機器やプロセスコントローラーの更新、浪内浄水場においては、ろ過設備や薬注設備等の更新が必要な状況にある。

又、水道施設の維持管理については、工務担当２名（三加茂地区、三好地区それぞれ１名）で対応しているが、水道管の破損等トラブル発生時は２名での対応が必要であり、また人材育成の観点からの人事配置も検討課題である。

(7) 各管理施設における現金の取扱いについて

各出先の町管理施設ではコピー代金や各種の手数料など、代金を現金にて徴収しており、その管理簿（出納帳）を検証したところ、いずれも低頻度で少額であり、適正に管理していることは確認しているが、少額と言えども出先機関での現金の取扱いについては、「3 連納付書」の取り扱い含め、今後の検討課題と考える。

以上

別表

（監査の実施日及び実施場所）

監査期日	監査対象		実施場所
令和 6 年 10 月 28 日	浪内浄水場	環境課	浪内浄水場
	絵堂公民館	生涯学習課	絵堂公民館
	加茂山ヘリポート	危機管理課	加茂山ヘリポート
	西庄公民館	生涯学習課	西庄公民館
	清流の水車	産業課	清流の水車
	大藤公民館	生涯学習課	大藤公民館
令和 6 年 11 月 1 日	加茂幼稚園・小学校	学校教育課	加茂小学校
	災害備蓄倉庫（加茂小）	危機管理課	加茂小学校
	加茂児童クラブ	福祉課	加茂児童クラブ
	加茂農村公園	産業課	加茂農村公園
	加茂公民館	生涯学習課	加茂公民館
	みかも保育所	福祉課	みかも保育所
	町立図書館	生涯学習課	町立図書館
	三加茂中学校	学校教育課	三加茂中学校
	学校給食センター		学校給食センター
	社協・デイサービス大楠荘	福祉課	社会福祉協議会
	農業者トレーニングセンター	産業課	農業者トレーニングセンター
	町立体育館	生涯学習課	町立体育館
	西庄浄水場	環境課	西庄浄水場
令和 6 年 11 月 6 日	三庄公民館	生涯学習課	三庄公民館
	三庄幼稚園・小学校	学校教育課	三庄小学校
	災害備蓄倉庫（三庄小）	危機管理課	三庄小学校
	三庄児童クラブ	福祉課	三庄児童クラブ
	産直みかも・菓子工房みかもん	産業課	みかもん
	山口谷残土処理場	建設課	山口谷残土処理場
	歴史民俗資料館	生涯学習課	歴史民俗資料館
	農畜産加工所・染香房	産業課	農畜産加工所・染香房
	三加茂庁舎（太陽光発電設備）	総務課	三加茂庁舎
令和 7 年 2 月 3 日	学校教育課		中央公民館 2 階会議室
	生涯学習課		
	環境課		三好庁舎(参事室)

	建設課	
	産業課	
	総合窓口課	
	会計課	三加茂庁舎(委員会室)
令和 6 年 2 月 7 日	福祉課	三加茂庁舎(委員会室)
	危機管理課	
	税務課	
	議会事務局	
	健康づくり課	
	企画課	
	住民課	
	総務課	